

聖諭宣講の傳統と創新

阿部泰記

一 はじめに

湖北省孝感市漢川には「漢川善書」と稱する傳統文藝が現在まで繼承されており、二〇〇六年六月に「董永傳説」とともに國家級非物質文化遺産に指定された。



「漢川善書」の無形文化財指定を祝賀する報道（「孝感槐蔭論壇」、2006. 6. 9）

においてその讀誦と講釋を推進したのである。ちなみに『聖諭六訓』とは「孝順父母」「尊敬長上」「和睦鄉里」「教訓子孫」「各安生理」「母作非爲」^①、『聖諭十六條』とは「敦孝弟以重人倫」「篤宗族以昭雍睦」「和鄉黨以息爭訟」「重農桑以足衣食」「尚節儉以惜財用」「隆學校以端士習」「黜異端以崇正學」「講法律以警愚頑」「明禮讓以厚風俗」「務本業以定民志」「訓子弟以禁非爲」「息誣告以全善良」「戒匿逃以免株連」「完錢糧以省催科」「聯保甲以弭盜賊」「解讐忿以重身命」である。

しかし現在の漢川市ではこうした「聖諭」の讀誦は行わず、説話だけを講説しており、その文體は清代末期に民間の善堂で編集された『宣講集要』十五卷の「案證」と同様に、説話の中で人物が詩歌を讀誦するという獨特の形式をとっている。

「案證」とは本來、聖諭を讀誦し講釋した後、具體的な事例として學證する因果應報説話であったが、『宣講集要』に收載された「案證」では、果報説話の中で人物が詩歌によって心情を告白する。そしてその詩歌は唐詩のように格律をそなえたものではなく、通常の話し言葉のように冗長で、しかも方言を使用することもはばからぬものであった。人物に素朴な表現を用いた詩歌で苦惱、悲哀、懺悔の感情を告白させて、聽衆を説得する説話の發生は、それまでも語り物の中でも見られた。その源流をたどれば古代までさかのぼることになり、素朴な詩歌を取り入れた物語、それこそが民衆を感動させ、善人に育成する最良の方法だった

この文藝は「聖諭宣講」とも稱し、清朝が全國に推進した「聖諭宣講」に起源する。「聖諭」とは順治帝の『聖諭六訓』（一六五二）と康熙帝の『聖諭十六條』（一六七〇）であり、民衆教化のために「義學」や「鄉約」等

と考えられる。

本稿では、清朝政府の實施した民衆教化のための聖諭宣講がその効果をあげるため果報説話を付加し、後には現在の漢川市に傳承される文藝形式にまで發展する過程について考察してみたい。

二 宣講と果報説話・勸善歌

漢川善書の文體を論じるには、まず清朝の聖諭宣講の歴史から述べる必要がある。清朝は民衆を教化するために、郷村の自治活動であつた「郷約」機能の中に聖諭の宣講を盛り込んだ。

「宣講」とはもともと覚えやすい四言句・七言句で作成された順治帝の『聖諭六訓』と康熙帝の『聖諭十六條』を讀誦し(宣)、それをわかりやすく講説する(講)ことであつた。たとえば浙江省海寧知縣の許三禮が魏象樞(一六一七〜一六八七)から贈られて康熙十七年(一六七八)に復刻した『六諭集解』には、冒頭に「郷約規條」を掲載しており、「宣」は聖諭を讀み上げること、「講」は聖諭を講釋することであることを明示している。

一、遇約期、巳刻約衆升堂、俱端肅立。班候齊集、贊者唱「排班」。
 班齊、復唱「宣聖諭十六條。復宣孝順父母六句」畢。鞠躬。拜。興。
 ……設坐。各置坐具各就坐。設講案。具案於中鳴講鼓。擊鼓五聲初進講。講者
 出班就講位皆興、揖、平身。講孝順父母、尊敬長上二條。演畢揖。平身。……講者
 退、就班進茶。具進茶。畢皆興。揖。平身。禮。畢。在約諸人、仍以次揖諸尊長。
 倘各約有爭鬪犯約者、即時具白解和。

また「講」は庶民が聽いて理解できるように口語で行われた。許三禮

が用いた『六諭集解』は口語體で書かれた聖諭の講釋書である。そして「講」は場合によつては聖諭を口語で講釋するだけにとどまらなかった。『六諭集解』の場合は、聖諭の各條を講釋した後に、關連する律例を示し、最後は孝行を勸める詩歌を朗唱して宣講を締め括つている。

孝順父母 聖諭首言「孝順父母」。父母的劬勞最深、恩愛最大。兒子與父母、原是一體。十月懷胎、三年乳哺。受了多少的磨難、費了無限的辛苦。……『大清律』云、「凡子孫毆祖父母父母、妻妾毆夫之祖父母父母者、斬。殺者、凌遲處死。罵者、絞。奉養有缺者、杖一百。……」歌詩「我勸吾民孝父母、父母之恩爾知否。生我育我苦萬千、朝夕顧復不離手。……誰人不受劬勞恩、我勸吾民孝父母。」
 作樂「我勸吾民孝父母、父恩母之恩爾知否。生我育我苦萬千、朝夕顧復不離手。……誰人不受劬勞恩、我勸吾民孝父母。」

『大清律』を示したのは、不孝が法律に違反する行爲だということを民衆に知らしめるためであり、音律を付した詩歌によつて孝行を勧めたのは、勸善の言葉が心地よく民衆の心に入りやすくするためである。

なお『六諭集解』は許三禮によつて浙江巡撫陳秉直が編纂した『上諭合律鄉約全書』と合刻して刊行された。この『上諭合律鄉約全書』でも「讀諭」として『聖諭十六條』を讀誦して口語で解説し、「讀律」として關連の法律を讀誦して示している。ただ結びの詩歌は置かない。

如今把這十六條上諭講做鄉約。今日先將這十六條大義略說一遍、與你們聽、仔細聽着。你們人人家裏有個父母、有個兄長。皇上看得人倫最重。所以第一條就要你們「敦孝弟以重人倫」。……待本院將十

六條、逐條細講、與你們聽者。〔講諭〕上諭第一條「敦孝弟以重人倫。你們衆百姓、可曉得爲何上諭第一條把「人倫」說起。只爲人生天地間、父子兄弟君臣夫婦朋友、是個五倫、人人有的。所以叫做「人倫」。……〔讀律〕你們百姓、……試讀律上「凡罵祖父母父母及妻妾、罵夫之祖父母父母者、竝絞。……」讀此律文、便當時時提省、時時恐懼、切莫自干國法。

清・范鉉が註釋した『六諭衍義』（二六八八）では、口語によつて『聖諭六訓』を解説し、律例を載せ、善行を勧める内容の七言詩によつて結んでおり、その點では『六諭集解』に似る。ただ『六諭衍義』は律例の後に果報說話を掲載している點に特色がある。たとえば第一訓「孝順父母」の解説では、父母の養育の恩と子供の報恩の義務を具體的に説いた後に、不孝の罪を罰する法律の厳しさを箇條書きで明示するとともに、孝子の說話として「二十四孝」の中の黄香と王祥を擧げて、孝行に對する善報を述べ、不孝者の說話として老母を虐待した陳興（直隸順義人）の例を擧げて、不孝に對する惡報を述べている。

聖諭第一條曰、「孝順父母。」怎麼是孝順父母。人在世間、無論貴賤賢愚、那一箇不是父母生成的。……試想父母十月懷胎三年乳哺、受了多少艱難、擔了多少驚怕。……不孝順父母的律例多端、不能盡述。今擇數條請祈細看。「一、子孫違犯祖父母父母教令及奉養有缺者、杖一百。……」以上律例這等森嚴、若有不孝順的、還怕不怕、省不省。假使逃得這王法、也決逃不得天報。我且講幾箇古人、聽着。古時有箇黃香、九歲失母、思慕哀切、獨事其父。……後官至尚書。又有箇王祥、是洛陽人。父名王融、娶薛氏、生王祥。後薛氏死、再娶朱氏。……後母因己子長成、妬忌前子、嘗以毒藥置酒中令祥吃。……

……其母感悔、一家孝友。後祥官至太保、九代公卿。……這俱是能孝順的、各有善報。有箇陳興、是順義人。……生一子、極憐愛之。母老病、終日要母抱孫。一日抱孫、誤墜地、傷額。陳興以母故跌其孫、大怒辱罵。……一旦妻死子絕、家敗。忽發狂、自嚼十指、呼號痛楚而死、屍臭莫收。

母を亡くしたあと父の世話をした黄香や、自分を毒殺しようとした繼母を悔悟させた王祥は高官を得たと述べ、誤つて孫を負傷させた老母を罵つた陳興は家が没落して發狂して死に、死體は野晒しとなつたと述べる。最後に范鉉は『六諭集解』と同様に、詩歌によつて父母に孝順であるよう聽衆に訴えている。

我勸世人孝父母、父母之恩爾知否。懷胎十月苦難言、乳哺三年未釋手。每逢疾病更關心、教讀成人求配偶。豈徒生我愛劬勞、終身爲我忙奔走。子欲養時親不在、欲報罔極空回首。莫教風木淚沾襟、我勸世人孝父母。

雍正年間には雍正帝が『聖諭廣訓』（一七二四）を發布し、『聖諭十六條』について文語で解説した。清・王又樸『聖諭廣訓衍』はこの『聖諭廣訓』を口語體で解釋したものである。その第一條は次のように始まる。

萬歲爺意思說、我聖祖仁皇帝坐了六十一年、最敬重的是祖宗。……所以聖諭十六條、頭一件就說個孝弟。……先把孝弟的道理說給你們衆百姓聽。怎麼是孝弟呢。這個孝順的道理、自有天地以來、就該有的。上自天子、下至庶人、都離不得這個道理。

そして光緒元年（一八七五）に宣講生戴奎が編集した『宣講引證』は、

この『聖諭廣訓衍』の一段ごとに、古人の格言や詩歌を示した「引」と、古人の實話を示した「證」を加えた宣講のテキストである。その第一條は次のように記している。

「第一條『敦孝弟以重人倫』廣訓衍」引證。 萬歲爺的意思說、：
 ……怎麼是孝呢。 引「孝爲百行首、詩書不勝錄。富貴與貴賤、俱可
 追芳躅。若不盡孝道、何以分人畜。……」（『王中書勸孝歌』） 這箇
 孝順的道理大的緊、…… 證「龍游縣徐氏、兄弟二人、居隔三十里、
 十日一輪養母、兄貧甚。……至弟門、拒而不納。……母垂淚、忍飢
 而返。行里許、忽雷電大作、將逆子夫婦皆震死。……」（『王崇實錄』）

ここで「引」は「廣訓衍」の言葉を古人の詩歌によつて補助的に説明したものであり、「證」は果報説話によつて補助的に説明したものである。民衆教化に果報説話が用いられることは勸善懲惡の視點からもつともであり、『官講引證』では『日記故事全集』『朱子小學』や歴史書、隨筆、善書などを引いている。

なお聖諭の讀誦と講説の後に格言や説話を述べることは清代に始まったことではなく、義學や郷約の中で行われてきた形式を踏襲したものであった。明・王孟箕「講宗約會規」（『訓俗遺規』卷下）の「期會款式」には、儒教の經典のほか、法律や「善惡果報」説話を講説することを記している。

毎月兩會、或朔望、或初二十六。……案上各置所講書。所講書、如『易』『家人』『詩』『國風』『大學』『修身』『齊家』『孝經』『小學』、并將國家律法、及『孝順事實』、『太上感應篇』、善惡果報之類、每會講幾條、導之以經書典故、使知各當如此、惕之以法律報應。使

之不得不如此。……

また啓蒙に詩歌を用いることも前代からなされてきた。南宋・項安世『項氏家説』卷七説經「用韻語」には韻文が覚えやすく啓蒙に適していると言う。^③

古人教童子、多用韻語。如今『蒙求』『千字文』『太公家教』『三字訓』之類、欲其易記也。『禮記』之「曲禮」、『管子』之「弟子職」、史游之『急就篇』、其文體皆可見。

明・王守仁（一四七二〜一五二八）「訓蒙教約」^④には、童子には人倫を教えることが肝要だとし、詩歌を用いてその意志を誘發するのが良いと言う。

古之教者、教以人倫。今教童子、惟當以孝弟忠信禮義廉恥爲要務。其栽培涵養之方、則宜誘之歌詩以發其志意。……

明・呂坤（一五三六〜一六一八）の父呂得勝は『小兒語』を作つて、童子のうちに歌謠によつて正しい態度を養うべきだと説き、次のような子供にわかりやすい歌詞を作っている。

一切言動、都要安詳；十差九錯、只爲慌張。沈靜立身、從容說話；不要輕薄、惹人笑罵。先學耐煩、快休使氣；性燥心粗、一生不濟。……

呂坤も『社學要略』で歌詩や俗語で導くことを提案し、『續小兒語』などの啓蒙歌を作っている。

毎日遇童子倦怠懶散之時、歌詩一章、擇古今極淺極切、極痛快、極感發、極關係者、集爲一書、令之歌詠、與之講說、責之體認。

こうした詩歌による啓蒙が宣講の文體と關連があることは、清代末期に劉省三によつて編纂された宣講のテキスト『躋春臺』四卷に冠した林有仁の序文（一八九九）に指摘している。^⑤

昔明代、大儒呂新吾先生所著『呻吟語』、極精深而教流俗。婦人・孺子・樵夫・牧豎諸人、專以俗歌・俚語切訓之、其書名曰、『呂書五種』。……此淺近之言、最宜中人以下者也。而後世之效之者正夥、特借報應以勸懲、引案以證之。俾善宣講者、傳神警覺人也、聞清夜鐘聲也。……省三問序於予、予曰、此勸善懲惡之俗言、卽『呂書五種』教人之法也。讀者勿以淺近薄云。

『呂氏五種』とは呂坤父子の編纂した『小兒語』『續小兒語』『閨範』『好人歌』『宗約歌』であり、清代には義塾で教科書として使用されていた。^⑥

三 人物が詩歌を朗唱する説話

以上のように官主導型の聖諭宣講は郷約の中で行われて、聖諭の各條を讀誦し、口語で講説するとともに、法律を示して違反を戒め、説話を引いて、聖諭を遵守すれば善報を受け、聖諭に違反すれば惡報を受けることを説き、最後に詩歌を朗唱して爲政者の心情を民衆に訴え、民衆を心服させようとしたのであった。

清代末期に至ると、民間の善堂が主導する聖諭宣講が出現した。『光緒

新寧縣志』卷八「輿地略」下・風俗には、

近年頗藉外洋之質、宣講堂・育嬰堂・贈醫院・方便所・義莊、諸善學所在多有。

と言ひ、廣東の佛山「萬善堂」、贊翼誠善堂、順德「贊育善堂」「壽仁善堂」、奉天の錦縣「社會教育宣講所」など、多くの善堂で宣講がおこなわれ、善書が刊行された。その代表的な善書が『宣講集要』十五卷（一八五二）である。^⑦ 卷五末尾には「同德堂等、募化重刊」と記す。

卷首の「宣講聖諭規則」は聖諭宣講の儀禮を記述しているが、『聖諭六訓』及び『聖諭十六條』の讀誦のほか、民間で信奉する文昌星の『文昌帝君蕉窓十則』、關羽の『武聖帝君十二戒規』、呂洞賓の『孚佑帝君家規十則』、竈神の『竈王府訓男子六戒』『同訓女子六戒』『同新諭十條』を讀誦することになっており、最後に讀誦される『壇規十條』も壇を設置した善堂の紀律であり、民間宣講の色彩が濃厚に表れている。^⑧

『宣講集要』は咸豐二年（一八五二）の陳揚之の序文によれば、編者は王錫鑫で、「聖諭」を綱領として、當時の「俗講」書を「案證」としたという。王錫鑫という人物については詳細は分からないが、卷五末尾に「亞拙錫鑫王文選、採『集要』書、共計十六卷」と記している。また卷九には「忌戍眞言」を、卷十五には「亞拙知足歌」「亞拙醒世歌」を収録していることからして、勸善文の作者でもあったことがわかる。

今錫鑫王君、彙採『集要』一書、以聖諭爲綱領、博收俗講『怪回頭』『指路碑』『法戒錄』『規戒錄』『覺世新編』『覺世盤銘』『切近新録』諸書爲案證。……誠宣講之善本也。所願閱是書者、虛心涵泳、切己體察、以言坊行、表之躬聞。……茲因『集要』書成、特記數言、以

爲世之宣講者勸。

「案證」とは果報說話のことであり、先行する善書から借用した様子がわかるが、光緒三十二年（一九〇六）に湖南寶慶で吳莘民の經元堂から復刻されたテキストに冠された翰林院編修郭崇燾（一八一八〜一八九一、湖南湘陰人）の序文には、古今の事跡を引用して實證的であると賞賛している。

今見是書、于十六條加以細注、徵引古今事跡、均有實證。所採各種歌調、雖未盡善、雅俗參半、可爲宣講推廣之意。願各處儒士紳耆深體列聖教民厚意、實心力行以此書爲珍寶、則幸甚。

從來宣講と言えば、聖諭を讀誦し講説することであつたが、卷五の末尾に付言するように、本書に至つてまた別の意義を持つようになった。

每於「宣」處用圈、「講」處用點。……聖諭爲首、復以格言爲亞。……若善講之士、以格言濫熟胸中、至臨講時、則於各案中、喻以格言、諄諄勸勉。

そこで實際に本書における宣講の形態を見てみると、まず『聖諭十六條』について「俗講」（口語による通俗的な講説）を行い、それぞれの聖諭に「案證」（果報說話）を配している。

卷一（「孝字」講説、案證十六）、卷二（第一條、「孝」案證十七）、卷三（第一條、「不孝」案證十九）、卷四（第一條「節孝」案證十九）、卷五（第一條、案證十三、詩歌二、格言一）卷六（第一條、弟字講説、古今兄弟善惡

十七案證）、卷七（第一條、案證十四）、卷八（第二條、俗講、證鑿四案。第三條、淺譬衍説、近事十一）、卷九（第四條、俗講、農桑案證二。第五條、俗講、善惡案證三。第六條、俗講、善惡案證八。第七條、俗講、善惡案證三）、卷十（第八條、俗講、善惡案證四。第九條、俗講、善惡案證十三）、卷十一（第十條、淺譬俗講、案證九）、卷十二（第十一條、俗講、案證十四）、卷十三（第十二條、案證二。第十三條、案證一。第十四條、案證一。第十五條、案證二。第十六條、案證四）、卷十四（案證十三）、卷十五（勸世歌、格言）

この形態は從來の郷約における宣講と大きな変わりはないが、「案證」の文體には變化が見られる。いま卷一の案證「大舜耕田」を例に取つて見ると、

父母有賢的、有不賢的。不賢更要安心。……一日象擺布他父母、叫舜去蓋整牛欄草屋。……舜連忙夾兩箇斗笠、飛撲下地。起來裝作不曉得、反去把父母寬慰一番。宣這一交、跌下來、昏倒一陣；猶幸得、平地、身子不痛。想是那、倒灰的、有火不緊；二爹娘、切莫要、因此受驚。……講他父母説、那們箇火把吓倒了麼。……

宣講者は賢くない父母に心を遣うべきであることを説いてから聖人舜の例を引き、舜の言葉として十言句の歌詞を朗唱し、舜が父母を慰める心情を表現している。この説話で「宣」とは人物（舜）が歌詞を朗唱することであり、「講」とは宣講者が説話を語ることになっている。聖諭宣講において詩歌の朗唱による勸善が行われたことは先に指摘したが、本書の場合、新たに説話の中で人物が歌詞を朗唱する形式を創案したと言える。その形式は宣講者が説話とは別に聴衆に向かって直接勸善歌を朗

唱する郷約の形式とは異なるが、宣講者が果報説話の人物の口を借りて勸善するわけであり、目的は同じであったと言える。

ところでこれほど多くの果報説話が出現したのは、本書巻五末尾にも言及するように、おもしろい話を多く聴きたいという聴衆の要望があったからである。

惜世人厭故喜新、每於奇異案證、率喜聆之、而救世格言、胥以爲老生常談。若善講之士、以格言濫熟胸中、至臨講時、則於各案證中、喻以格言、諄諄勸勉、俾聞者警心向善、方不負宣講之婆心耳。

その様な民衆の要望から本書の後続書が多数出現した。同治年間に編纂された『宣講拾遺』六卷（一八七二）は本書にならつて新しい案證を集めたという。

近世宣講者、有『集要』一書、就十六條之題目、各舉案證以實之、善足勸而惡足懲、行之數年、人心大有轉移之機。……余心焉慕之。茲又於古今所傳有關教化之事、擇取若干條、做『集要』之體、而暢達其義旨、顔曰、『拾遺』……亦恐鄉黨鄰里間有厭『集要』之故者、爲之一新其聽聞焉。……

この書の場合、『聖諭六訓』の各訓に案證を配している。冒頭に「宣講聖諭規則」を冠し、民間神明の戒律と「宣講壇規」を讀誦することは、『宣講集要』と同様である。各巻は最初に「聖諭六訓解」を述べた後に案證に入る。案證「至孝成仙」（楊一哭墳）では、貧乏な孝行者楊一が次のような「勸親歌」を歌つて父母の心を慰める。

第一章 宣勸父母、請喝酒。美酒兒、眞可口。今日吃了明日有。世事且丟。……講如是者十年、毫無倦色。鄰人見他純孝、要請他做長工。……

この宣講のスタイルを見ると、郷約で行われた勸善歌の朗唱が説話の中で行われていると考えることができ、詩歌と説話が見事に結合して勸善の効果を擧げていることが分かる。

同治年間には龍溪（四川龍溪堡司）羅永儀編『緩步雲梯集』四卷（一八六七）も編纂された。この書は聖諭二十二條（六訓と十六條）の主旨に沿つて八十一案を採集したと言うが、聖諭によつて説話を分類せず、代わりに題名に主題を付しており、果報説話は悪心を戒め、善心を勧めるのに効果があり、有つて多すぎることはないと評價する。この書の出現は聖諭の讀誦や講説よりも、説話の上演の方が重視されるようになったことを意味する。説話の中で人物が歌詞を朗唱する點は『宣講集要』『宣講拾遺』と同様である。書名は關帝が命名したと言うから、善堂における編纂である。また宣講が城郷數百力所で行われていると言つて、當時の善書の盛行の様子を語る。

採集善惡報應、以發明二十二條旨意。是書一出、時見聽惡報、則逸志創懲。聽善報、則善心勃發。是善惡報應之書、不可缺少、亦正不嫌其多。

光緒年間にはこの書と同様、聖諭の讀誦と講説をしないテキストが續出する。『觸目警心』五卷（一八九三）、劉省三『躋春臺』四卷（一八九九）、『宣講回天』四卷（一九〇七）、『宣講摘要』四卷（同年）、『宣講福報』四卷（同年）、『宣講彙編』四卷（同年）、『宣講金針』四卷（同年）がそれぞれ

ある。^⑩ このような簡便な宣講テキストの出現は、歌唱をともなった果報説話が單獨で上演され、娯樂的な作用を持つ傾向を強めたことを示している。

四 歌物語の説得力

以上のように果報説話の中で歌詞を朗唱するスタイルの宣講が出現したのは、説話とともに、詩歌にも心情を言葉として表して相手の感情を動かす教化作用があつたからに他ならない。この詩歌の教化作用については、『詩經』周南・關雎序に次のように述べている。

風、風也。教也。風以動之、教以化之。詩者、志之所之也。在心爲志、發言爲詩。情動於中、而形於言。(風とは歌であり、教えである。歌で感動させ、教えで感化する。詩とは、心情の發露である。心にある時は志であり、言葉に發すれば詩となる。情が心中で動くと、言葉として結晶する。)

そして詩歌は物語の中で人物の心情を表現するために用いられるようになる。たとえば唐代に敦煌で講じられた印度説話や中國説話を見ると、人物がその言葉を韻文によって表現している。『伍子胥變文』(S328)では、楚の平王に父と兄を誅殺されて逃亡する伍子胥が悲痛な心情を七言詩で吐露している。

子胥行至莽蕩山間、按劍悲歌而嘆曰、「子胥發忿乃長吁、大丈夫屈厄何嗟嘆。天網恢恢道路窮、使我恓惶沒投鼠。渴乏無食可充腸、遍野連翩而失伴。遙聞天塹足風波、山嶽岩堯接雲漢。」悲歌已了、更復前

行。^⑪

『王昭君變文』(P.263)では、王昭君が臨終の場面で遺言を五言と七言の詩歌を用いて綿々と語っている。

明妃遂作遺言、略敘平生。留將死處、若爲陳說、「……妾嫁來沙漠、經冬向晚時。和鳴以合調、翼以當威儀。八水三川如掌內、大道青樓若眼前。風光日色何處度、春色何時度酒泉。」^⑫

元代では雜劇の中で登場人物が詩歌を朗唱する。^⑬ ただその形式と表現はいっそう通俗的色彩を帯びていき、たとえば『神奴兒大鬧開封府』雜劇第四折の神奴兒の「詞」では、神奴兒の靈魂が伯母に殺害された經緯を開封府尹の包拯に綿々と訴えている。

〔魂子訴詞云〕告大人、停噴息怒；聽孩兒、細說緣故。俺母親、嬖子不和；因此上、分家另住。當日我、學裏回家；我待要、街上覷覷。老院公、領我出門；來到那、十字大路。我見箇、賣傀儡的過來；院公道、我與你買。……^⑭

「詞」と稱するように、從來の七言詩の四字・三字の結合形式とは異なり、一句の中が三字・四字の結合形式を成して時には字數を超過しており、表現も科白のようにくだけていてより日常的な言葉に近づいている。

心情を強く表現する詩や詞は相手を戒める時にも用いられた。たとえば『崔府君斷冤家債主』雜劇楔子では、崔子玉が詩によって弟善友に出家を勧め、弟は詞によってそれを拒絶する場面が見られる。

〔崔子玉回酒科〕……我有幾句言語勸諫兄弟、你試聽者。〔詩云〕得
 失榮枯總在天、機關用盡也徒然。……〔正末云〕多承哥哥勸善戒、
 只是你兄弟善緣淺薄、出不得家也。有幾句兒言語誦與哥哥聽。〔詞云〕
 也不戀、北 南庄；也不戀、高堂邃宇。但容膝、便是身安；目下保、
 寸男尺女。……^⑮

七言の詞は、その上に三言を加えて十言の詞となる。所謂「攢十字」
 であり、元代に出現した。たとえば『王月英元夜留鞋記』第四折の結尾
 では、包拯が判決の言葉を平易な十言句で述べている。^⑯

〔包待制云〕既如此、你一行人、聽老夫下斷。〔詞云〕你二人、本有
 那、宿世姻緣；約元宵、相會在、佛殿之前。怎知道、爲酒醉、一時
 沈醉；不能勾、敝歡情、共枕同眠。將羅帕、和繡鞋、留爲表記；到
 的來、酒醒後、悔恨難言。……^⑰

こうした十言句の韻文は明代中葉に普及したといわれる。たとえば説唱
 詞話『唐薛仁貴跨海征遼故事』「仁貴妻柳氏囑咐夫投軍」では、柳氏が薛
 仁貴に出征を勧める場面で「攢十字」詞が用いられている。^⑱

〔唱〕柳氏開言催虎將、多嬌嘆語告將軍。……〔攢十字〕柳金定、
 又定手、從頭細說；勸丈夫、薛仁貴、且放寬心。……去當軍、初出
 外、小心在意；莫貪花、休戀酒、莫愛他人。……你志誠、我志誠、
 堅心守分；賽三貞、和九烈、萬古留名。^⑲

なお「攢十字」による心情表現は寶卷や戯曲でも行われる。^⑳

こうした詩や詞による心情表現は時として「有詩爲證」「有詞爲證」とい

う表現を取る。たとえば明嘉靖年間に刊行された清平山堂話本『張子房慕
 道記』では、漢の張良が高祖に對して隱遁する意志を詩歌で證している。

高祖曰、「卿要歸山、你往那裏修行。」張良曰、「臣有詩爲證。放我修
 行拂袖還、朝遊峰頂臥蒼田。渴飲葡萄香醪酒、飢食松柏壯陽丹。閑
 時觀山遊野景、悶來瀟灑抱琴彈。若問小臣歸何處、身心只在白雲山。」^㉑

また明萬曆年間に刊行された『百家公案全傳』の第六回公案「判妬婦
 殺妾子之冤」では、嫉妬深い女性が死後に豚に轉生して懺悔の言葉を詩
 によつて語り、世人を諫める。

婦人……警省世人、毋效我之所爲而貽臭於世矣。……當時有哥一篇
 以繼之曰、「公哉天公復報應、陳氏自作還自承。數年罰爲一母屍、終
 朝償失馮門庭。忽作人言勸世俗、婦人切莫存奸毒。我因妬悍欲專房、
 至今尚是糟糠畜。」^㉒

このように説話の中で人物が詩歌を朗唱するのは、心情を證すことに
 よつて聴く相手の感情を動かし、説得する力を持っているからだと言え
 よう。^㉓ 宣講の果報説話において歌詞が朗唱されるのは、相手の感情に訴
 えて説得する目的があつたからである。ちなみに『宣講集要』卷十「宣
 講美報」では、學生彦金が勉強を怠つて病に倒れ、反省の言葉を歌詞に
 よつて證す。

有歌詞一段爲證。「……想當年、入黌門、何等體面；爲甚麼、貪嫖
 賭、又吃洋煙。到如今、困床頭、悔之不轉；不久日、徒然要、命歸
 黃泉。沒奈何、只得把、神天叫喊；倘神聖、恕我罪、定改心田。」

五 物語を上演する現代の善書

漢川で現在も行われている善書宣講は、基本的に『宣講集要』などの傳統善書のスタイルを繼承しており、傳統演目には次のような作品がある。

「三娘教子」(『宣講集要』卷四)、「狗報恩」(同書卷六)、「安安送米」(同書卷十)、「天理良心」(同書卷十一)、「善惡異報」(「團圓報」同書卷十二)、「金玉滿堂」(同書卷十三)、「雙官話」(『宣講拾遺』卷四「雙受話封」)、「恩義亭」(『福海無邊』卷一)、「破毡帽」(同書卷三)、「梅花金釵」(同書卷二)、「五子哭墳」(『宣講摘要』卷一)、「吉祥花」(『宣講福報』卷一)、「還人頭願」(同書卷二)、「四下河南」(同書卷三)、「白公鷄」(『觸目警心』卷一)、「雙槐樹」(同書卷三)、「孝遇奇緣」(同書卷四)、「珍珠塔」(同書卷四)、「成人美」(同書卷四)、「雙屈緣」(同書卷五)、「嫁嫂失妻」(『宣講珠璣』卷四)、「滴血成珠」(同書卷四)。

一方、聴衆の物語性への要求も次第に高まり、小説・戯曲など文學作品を改作した演目を上演するようになった。次のような作品がそれぞれある。

『雙英配』、『雙婚配』、『三月英』、『義俠傳』、『王華買父』、『粉粧樓』、『楊家將』、『董小宛傳奇』、『天寶圖』、『地寶圖』、『三緣記』、『梁祝姻緣』、『秦雪梅』、『車棚產子』、『唐李旦』、『雙婚配』、『再生緣』、『萬花村』、『薛平貴回窯』、『陳三兩爬堂』、『狀元尋母』、『秦香蓮』、『銅包勉』、『雙月圖』、『尋兒記』、『劉子英打虎』、『李三娘』、『鳳頭玉簪』、『青風亭』、『放白龜』。

これらの作品の上演では、歌唱の場面を多く設定し、喜怒哀樂の感情描寫を重視して、「大宣腔」などのメロディーを付している。漢川市には現在、袁大昌・徐忠徳が作品を創作し、許國平・王愛知・何早娥・王慧芳・熊紹軒・聶海子・黃春桃・祁敏新・熊廼國らの藝人とグループを形成して上演しており、語りを擔當する「主案」と唱いを擔當する「扶案」とに役割を分擔している。

もともと宣講は一人でも行うことができた。宣講者が複数の人物の歌詞を擔當すれば良かったからである。たとえば『宣講集要』卷一「姜詩躍鯉」では、隣家の母と姜詩の母と隣家の母の朗唱を繼續して行い、次のように最初の句で區別している。

有鄰母、聽此言、即便說道；非是我、送飲食、這樣蹊蹺。皆因是、你媳婦、能盡孝道；晝紡花、夜績麻、不辭苦勞。……有姜母、聽此言、又驚又訝；萬不料、我媳婦、尚在鄰家。自那日、爲挑水、被夫辱罵；逐出門、又焉知、他在那家。……

これは語り手がストーリーと人物の言葉を同時に擔當する樂府『爲焦仲卿妻作』以來の形態である。ちなみに二〇〇四年九月に仙桃市の老人クラブで上演された杜子甫・鍾立炎・尹業謨・王宗發による『父子雙合印』(二九九九、鍾立炎)では、一人で「宣」と「講」を擔當しており、これらの宣講者はふだんはグループで上演することはないという²⁾。二人の人物の「宣」の應酬が無い限りは、傳統的にこのような方式で宣講は行われてきたのであろう。ちなみに『父子雙合印』では「宣」の場面は多いが、二人の人物が應酬する場面はない。

しかし『宣講集要』の中には二人で上演しないと不都合だと思われる案證もある。たとえば巻三「壽昌尋母」の結末で朱壽昌が實母と再會する場面では、次のように母子が交互に歌詞を朗唱するため、二人による



グループで上演する漢川市の宣講
(2006. 2. 8)



一人で上演する仙桃市の宣講
(2004. 9. 8)

宣講の方が都合がよい。

母哭一聲、娘的兒、珠淚漣漣。昌哭一聲、兒的娘、泪濕衣衫。母兒爲何、今日裡、來在此店。昌母爲何、背柴薪、獨坐茅簷。母爲娘的、自那日、與你分散。昌爲兒的、想從前、情節難甘。

また一人の朗唱の間に別の人物が臺詞を差し挟む場合も二人の宣講者がいた方が都合がよい。たとえば『宣講集要』巻三「孝虎祠」では、趙城羽が訴える歌詞の間に縣令の臺詞が次のように挿入される。

那知道、命運乖、遭家不幸；我的妻、得一病、頓喪幽冥。你妻喪命、理應再娶、也好撫養年輕之子。那時節、雖有兒、年輕骨嫩；想再娶、怎奈何、錢無一文。無錢娶妻、誰與你撫養兒子呢。

こうした歌詞や臺詞による言葉の應酬は現在の宣講では、演劇のように各人物の朗唱を各藝人が擔當する。

そればかりではなく、「對詞」「回詞」という應酬の場面を多く設けることにもなっている。たとえば徐忠德『鋤包勉』では、次のごとくである。

- ① 母子餞行・回詞
- ② 屈九成上堂
- ③ 九成對英雄
- ④ 屈九成見包公
- ⑤ 夫人對老爺・回詞
- ⑥ 馬勇上堂・馬強上堂
- ⑦ 李月珍對母・回詞
- ⑧ 包勉上堂・回詞・復詞・包公復詞
- ⑨ 包公對嫂娘・嫂回詞・喊冤

これらの歌唱の場面では、巧妙に勸善の場面を設定している。①では、包勉が科擧受験に出發する前に、母王氏が息子包勉が科擧受験に上京する前に、官吏になったら決して汚職をしないように戒め、包勉も期待に

こたえたいと應じる。

(王氏) 説到此、娘對你、還有教訓；做了官、切不可、得意忘形。
不貪圖、嗟來食、奸貪讒佞；貪贓枉法、就要落、千古罵名。……(包
勉) 兒不會、做貪官、玷辱祖上；兒一定、不做朽木、做棟梁。若做
官、爲百姓、伸雪冤枉；與黎民、保安居、除暴安民。……

このほか、⑤は包拯の妻が嫂への報恩のため包勉を救うべきではないかと包拯に忠告し、包拯が嫂から包勉を正しく導くように託されたため處刑しなければならぬと説得する場面、⑨は包拯が嫂に包勉を處刑せざるを得なかつた事情を説明し、嫂が納得して包拯に精正義を貫くよう勵ます場面であり、物語りの中で歌唱によって善行を勧める場面を處々に設けているのである。²³⁾

六 結び

「宣講」の概念を考えると、本来「宣」とは順治帝の『聖諭六訓』や康熙帝の『聖諭十六條』を讀誦することであり、「講」とはそれを通俗的な表現で講説することであつて、清朝政府は郷約などの場面においてこれを行い民衆を教化した。そして聖諭を補完するために果報説話が語られ、勸善歌が唱われた。『六論集解』『六論衍義』『宣講引證』など官主導の宣講のテキストでは、説話の講説と歌詞の朗唱は別々に行われていたが、『宣講集要』など清代末期に民間の善堂で刊行された宣講のテキストでは、説話の中の人物が歌詞で心情を表現する形式の説話が「案證」と稱して出現し、「宣講」の意味も變じて、「宣」とは歌詞を朗唱すること、「講」とは説話を講じることになった。このことは宣講の重心が聖諭か

ら果報説話へ移行していることをよく表している。説話に歌詞を取り入れる物語の歴史は古く、その所以は詩歌が人を感動させて教化する力量をもつたためであり、民間の物語の中では人物がその心情を訴える場面がしばしば設定されている。その歌詞は伝統的な詩歌の形式とは異なり、三・三・四言形式の十言句が多い。三・四言形式や三・三・四言形式の歌詞はつとに「詞」と稱して元代の民衆演劇である雜劇の中に出現し、三・三・四言形式の歌詞は明代の説唱詞話に「攢十字」として出現しており、その歌詞は日常會話の表現とほとんど異なるところがない。宣講の歌詞はこうした民間の物語のものと同質である。

宣講は清朝が力を入れ、かつては全國的に行われていたが、新中國成立以後次第に消滅し、現在では湖北省の孝感市漢川一帯にしか行われておらず、娯樂性を強めて、小説・戯曲などを改作した説話を上演することが多くなつた。ただ「善書」と稱する以上、「鼓書」「花鼓戲」などの純粹に娯樂を享受する民間文藝とは異なり、聽衆に教訓を垂れる場面を設定しており、地域の聽衆を善導している。「漢川善書」は創作・上演活動を日常的に行つており、昨今消滅する恐れはないと考えるが、その調査研究はまだ十分とは言えない。二〇〇六年六月の無形文化財指定を記念に十月に行われた國際シンポジウムを契機として、國內外にその存在を知られることを期待してやまない。²⁴⁾

注

- ① 一般には明太祖のものが清代でも繼承された。順治帝のものは「恭敬長上」「無作非爲」である。酒井忠夫『増補中國善書の研究』下(二〇〇〇)、國書刊行會、十三頁等参照。
- ② 「宣講」の語彙の概念については、前掲の酒井忠夫『増補中國善書の研究』下、十九頁等にすでに考察されているが、ここでは實例として『六論集解』『郷約規條』を引いた。

- ③ 『中國教育體系歷代教育制度考』上(一九九四、湖北教育出版社)、袁征「宋代小學的課程和教材」識字課本。八九八頁。
- ④ 清・陳宏謀編『五種遺規』養正遺規補編「王文成公訓蒙教約」收。『王文成全書』卷二「訓蒙大意示教讀劉伯頌等」の原文はやや異なる。
- ⑤ 『躋春臺』の文體の特質については拙論『躋春臺』—宣講スタイルの清末公案小説(二〇〇一、笠征先生還曆紀念論文集、臺灣學生書局)に述べた。
- ⑥ 清・栗毓美「義學條規」(徐棟輯『牧令書』、道光二十八年(一八四八)刊、卷十六「教化」所收)では、「應隨時宣講聖諭也。……而窮鄉僻壤未能週知、既立義學、自應責成。紳士率同約正副鄉地保、在於該處村集、每逢朔望日、請塾師敬謹宣講。省城現刻有『聖諭廣訓』『聖諭講解』……且省中刻有呂新吾先生『小兒語』『好人歌』『閩戒』『宗約歌』四種、每學發給一部、俾師徒隨時講習」と言う。栗毓美は開封府尹であり、呂書は道光七年開封府署雕版『呂書四種合刻』を指している。
- ⑦ 『宣講集要』十五卷のテキストには現在①『宣講集要』十五卷(福建、清末(一八五二年序)刊)②『宣講集要』十五卷(寶慶(湖南)、一九〇六)③『繪圖宣講集要』十五卷(德州(山東)、一九〇九)④『宣講集要』(上海石印、民國刊)がある。いずれも複製本である。陳兆南「宣講及其唱本研究」(一九九二、二八八頁参照)。
- ⑧ 『宣講集要』が民間宣講の色彩を帯びていることは前掲酒井忠夫「増補中國善書の研究」に指摘している。
- ⑨ 孝治社會らしく聖諭第一條に關する説話が歴倒的に多く、後に聖諭による分類が行われなくなっていく原因の一つにもなっていると考えられる。
- ⑩ 宣講のテキストと収録する案證については陳兆南「宣講及其唱本研究」(一九九二)、拙論「宣講の傳統とその變容」(二〇〇三、アジアの歴史と文化9)参照。
- ⑪ 王重民等編『敦煌變文集』(一九五七、人民文學出版社)による。
- ⑫ 同前。
- ⑬ 元雜劇における人物の詩詞の朗唱が多いことは葉德鈞『戲曲小説叢考』(一九七九、中華書局)「宋元明講唱文學」参照。
- ⑭ 明・臧晉叔編『元曲選』による。
- ⑮ 同前。
- ⑯ 孟繁樹『中國板式變化體戲曲研究』(一九九一、天津出版社)、三十三頁参照。
- ⑰ 明・臧晉叔編『元曲選』による。
- ⑱ 車錫倫『中國寶卷研究論集』(一九九七、學海出版社)参照。
- ⑲ 『明成化說唱詞話叢刊』(一九七三、上海文物保管委員會)による。
- ⑳ 車錫倫『中國寶卷研究論集』参照。
- ㉑ 明・洪楨編『清平山堂話本』による。
- ㉒ 『新刊京本通俗演義全像百家公案全傳』(一五九四、朱氏與研堂)による。
- ㉓ 果報説話における詩歌の作用については拙論「宣講における歌唱表現—二重の案證效果」(二〇〇四、アジアの歴史と文化8)参照。
- ㉔ 漢川市文化館藏。
- ㉕ 漢川市文化館、袁大昌氏、徐忠德氏、許國平氏藏。
- ㉖ 林宇萍・阿部泰記「湖北省における漢川善書の活動現状の調査報告」(二〇〇五、アジアの歴史と文化9)参照。
- ㉗ 同前。
- ㉘ 林宇萍「漢川善書における傳統宣講の繼承と變容」(二〇〇六、九州中國學會報)参照。
- ㉙ 筆者は二〇〇三年十二月十一日に四川省曲藝團の副團長向曉東氏、揚琴家徐述氏、成都市群衆藝術館群衆文化藝術部主任鄭時雍氏、成都市文化局「成都藝術」編輯部常務副主編蔣守文氏を訪問して、四川の善書がすでに衰退したことを知った。
- ⑳ 漢川市は記念行事の一環として善書資料「漢川文史資料叢書第二十一輯 漢川善書」(二〇〇六、湖北省漢川市政教學習文史資料委員會)を發行している。本書は「理論研究」「唱腔曲譜」「藝人小傳」「善書案傳」から成り、「滴血成珠」など傳統善書十二案を整理して掲載している。

(山口大學大學院東アジア研究科教授)